

令和4年5月
警察庁

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和4年4月8日から同年5月7日までの間、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第14号）

2 命令等の案を公示した日

令和4年4月8日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供しません。）。

4 参考

頂いた御意見の総数 1件

(内訳)

| | |
|-------------------|----|
| パブリックコメント意見提出フォーム | 1件 |
| 電子メール | 0件 |
| F A X | 0件 |
| 郵 送 | 0件 |

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対して、

- ドローンは通信を行って操作されているはずなので、通信ログも通報を受け付ける要件として検討してはどうか。

また、通信を監視するデバイスを用意すると重要施設の周辺におけるドローンの監視に使えると思う。

といった御意見がございました。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号。以下「改正航空法」という。）の施行により、令和4年6月20日から無人航空機への登録記号の表示等が義務化されることとなります。今回の改正は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項の規定による通報について、当該登録記号を通報書に記載するよう求めるなど、改正航空法の内容を前提に必要な範囲で通報の方法を改めるものです。

いただいた御意見につきましては、改正航空法の内容に関連していないことから、今後の参考とさせていただきます。